

大阪市立大学発ベンチャー企業取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、大阪市立大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャー企業（以下「大阪市大発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「大阪市大発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかの要件を満たし、理事長より第3条に規定する認定を受けた企業（個人事業所を含む。）をいう。

- (1) 公立大学法人大阪（以下「法人」という。）又は本学に所属している教職員及び本学の研究活動に携わる公立大学法人大阪の教職員（以下「教職員」という。）が所有する特許権等の知的財産権をもとに起業した場合
- (2) 本学で達成された研究成果又は習得した技術等を活用して起業した場合
- (3) 教職員又は学生等がベンチャー企業の設立者となる、若しくはその設立に深く関与するなどした起業の場合（ただし、教職員の退職や学生の卒業後1年以上経過した者の場合は、原則として対象外とする。）
- (4) 法人が上記以外の支援をした起業の場合

(認定)

第3条 大阪市大発ベンチャーとしての認定を求める企業の代表者は、様式第1号に必要書類を添えて理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、前条に規定する要件をもとに認定の適否を審査するものとする。
- 3 理事長は、様式第2号により申請者にその審査結果を通知するものとする。

(法人の責任)

第4条 法人は、前条の認定により、何ら法的責任を負わないものとする。

(申請の条件)

第5条 第3条第1項に掲げる申請は、次の各号のすべてを満たす場合に行うことができる。

- (1) 第2条に掲げるいずれかの要件に該当していること
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと
- (3) 法人に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと
- (4) 教職員が起業したものにあっては、公立大学法人大阪教職員兼業規程、その他法人における関係規則等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること

(申請内容の変更)

第6条 大阪市大発ベンチャーの代表者（以下「代表者」という。）は、第3条に規定する認定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに理事長に書面にて届け出るものとする。

(便宜措置)

第7条 法人は代表者からの要請があった場合、法人の管理運営及び大学の教育研究に支障のない範囲において、次の措置を行うことができるものとする。

- (1) 法人の管理するインキュベータ施設に入居している場合、入居期間中のみ、登記面住所をインキュベータ施設内とすること
- (2) 研究設備等の利用を許可すること
- (3) その他、理事長が必要と認めること

2 代表者は、前項の措置を希望する場合は、様式第3号により申請書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申請があった場合は、必要に応じて措置を行うものとし、様式第4号により申請者にその旨を通知するものとする。

(事業報告)

第8条 代表者は、毎年7月末までに様式5号に直近の事業年度の決算書の写しを添えて理事長に事業報告を行わなければならない。

(認定の取り消し)

第9条 理事長は大阪市大発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、大阪市大発ベンチャーの認定の取り消しを行うことができるものとし、様式第6号により代表者にその旨を通知するものとする。

- (1) 代表者から認定の取り消しの申し出があったとき
- (2) 企業活動の実態がなくなったとき
- (3) 社会的信用を失墜する行為があったと認められるとき
- (4) 前条に規定する事業報告を拒否したとき
- (5) その他の理由により、大阪市大発ベンチャーとしての認定を維持することが適当でないとして理事長が判断したとき

2 理事長は、認定取り消し対象企業の所在が判明しない場合は、様式第6号による通知を法人が指定する指定場所への掲示によって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が到達したものとみなす。

(事務)

第10条 大阪市大発ベンチャーに係る事務は市大事務局大学運営部研究支援課において行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、要項の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。